

○大蔵省告示第二百五号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）
第二百四十四条第六号の規定に基づき、損害保険料
控除の対象となる自然災害共済に係る契約を次の
ように指定し、平成十二年分以後の所得税につい
て適用する。

平成十二年七月十一日

大蔵大臣 宮澤 喜一

消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百
号）第十条第一項第四号の事業を行う全国交通運
輸産業労働者共済生活協同組合の締結した自然災
害共済に係る契約